

定款、業務規程及び送配電等業務指針 一部変更の概要について

〔 第1号、第2号議案及び
報告事項（1）補足資料 〕

電力広域的運営推進機関

- 電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更します。

1. 電気事業法・再生可能エネルギー電気特措法改正（GX脱炭素電源法）に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）

【認定整備等事業者に対する資金の貸付け及び交付金の交付、並びに交付金の一時留保に伴う積立金の管理業務等の追加に関する変更】

- 系統整備のための資金の貸付け及び特定系統設置交付金の交付に関する規定の追加。
- 交付金相当額積立金の管理業務を本機関の業務として新たに規定。
- 経済産業大臣より返還を命ぜられた各種交付金に関する本機関の徴収業務を新たに規定。

2. 容量市場の実需給開始等に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）

【追加オークションの実施判断等に関する変更】

- 本機関による追加オークションの実施判断方法及び追加オークション判断時の供給力確保量の考え方について規定。
- 本機関は、追加オークションの実施要否等を国の審議会における意見を踏まえ決定する旨、規定。
- 長期脱炭素電源オークションに関する本機関の委員会での整理を踏まえ、準用規定から約定価格の公表を対象外とすることを規定。

【容量拠出金の請求及び還元等に関する変更】

- 本機関は、容量拠出金の未払い事業者へ催告すること、催告に応じない事業者の名称を公表するとともに経済産業大臣に報告することを規定。
- 容量拠出金の未払のある小売電気事業者は、経済的ペナルティにより容量拠出金に余剰が発生した場合に行う還元の対象外とする旨、規定。
- 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者に対して、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求できる旨、規定。

3. 供給計画に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

【供給計画届出等に関する変更】

- 本機関が、2024年度以降の供給計画において会員から改正規則に基づいて追加・変更された調整力に関する計画書及び発電所発電・補修計画明細書を送配電事業者に共有する旨、追加。
- 本機関が実施する需給バランス評価において基礎とする供給力の考え方を見直し、供給計画の供給力を基礎として評価する旨、規定。

4. 予備電源制度に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）

【予備電源制度導入に伴う変更】

- 既存の電源入札等に関する規定を予備電源制度を包含する内容に見直し、必要な修正を加えることで対応。

5. 一般送配電事業者及び配電事業者の系統運用等に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

【調整力の調達における需給調整市場への全面移行等に伴う変更】

- 調整力の調達を需給調整市場に全面移行するに伴い、調整力公募で用いられた電源等の区分（電源Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）が廃止されることを踏まえ、一般送配電事業者及び配電事業者による需給調整や混雑処理等に用いる発電設備等に関する記載を見直し。

6. ローカル系統へのノンファーム型接続導入等に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

【平常時におけるローカル系統混雑時の出力制御等に関する変更】

- ローカル系統へのノンファーム型接続導入に伴い、基幹系統において平常時に混雑が発生する場合の出力制御順序をローカル系統にも適用する旨、規定。

【混雑緩和希望者提起によるローカル系統増強プロセスに関する変更】

- ローカル系統へのノンファーム型接続導入後の、混雑緩和希望者提起による新たな系統増強プロセス（混雑緩和プロセス）の導入について規定。

7. 総会への政府職員の出席及び役員を選任に関する規定の変更（定款）

【総会への政府職員の出席に関する規定の変更】

- 本機関の総会への政府職員の出席に関する規定について、電気事業法との整合及び明確化の観点から記載ぶりを見直し。

【役員を選任に関する規定の変更】

- 専門性と指導力と兼ね備えた人物本位の理事を選任する観点から、理事を、送配・小売・発電の電気事業者各グループから1名ずつ選任とするとする現行規定を削除。

8. その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

【業務効率化を目的とした手続方法等の変更等】

- 業務効率化を目的とした手続方法の変更（電磁的方法による手続きも可とする旨を追記）。
- その他記載の適正化（業務規程と送配電等業務指針との間での規定の整理・移設、字句修正等）。

(以下参考)

1. 電気事業法・再生可能エネルギー電気特措法改正（GX脱炭素電源法）に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）
 - 認定整備等事業者に対する資金の貸付け及び交付金の交付、並びに交付金の一時留保に伴う積立金の管理業務等の追加に関する変更

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るため、再生可能エネルギー導入に資する系統整備のための環境整備や地域と共生した再生可能エネルギー導入のための事業規律強化を目的とした電気事業法及び再生可能エネルギー電気特措法の改正（以下、GX脱炭素電源法）^{（※1）}の施行が、2024年4月に予定されている。

※1 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）



GX脱炭素電源法の施行により、本機関は、電気の安定供給確保の観点から特に重要な送電線の整備計画（経済産業大臣が認定した整備計画）に基づく資金の貸付け、特定系統設置交付金の交付^{（※2）}に関する業務及び地域共生の観点から関係法令等に違反しているFIT/FIP事業者の交付金の一時留保に伴う積立管理に関する業務等を行うことになる。

※2 工事着工段階から交付。ただし、再生可能エネルギーの利用の促進に資するもの



これに対応するため、必要なルールの整備が必要。

[変更内容]

- 系統整備のための資金の貸付け及び特定系統設置交付金の交付に関する規定の追加。
- 交付金相当額積立金（※1）の管理業務を本機関の業務として新たに規定。
- 経済産業大臣より返還を命ぜられた各種交付金（※2）に関する本機関の徴収業務を新たに規定。

※1 地域共生の観点から関係法令等に違反しているFIT/FIP事業者への交付金を一時留保し、本機関に積立てる仕組み

※2 FIT交付金、FIP交付金及び特定系統設置交付金

【定款第5条、第56条の2、第56条の4、第61条の2～第61条の4】<変更>

【業務規程第46条、第64条の2、第64条の3、第180条の2～第180条の4、第180条の7、第180条の12～第180条の14】<変更>

【業務規程第64条の4～第64条の6、第180条の5、第180条の6】<新設>

【業務規程第64条の7、第180条の8～第180条の11、第180条の15】
<条番号の変更のみ>

【送配電等業務指針第53条の2、第53条の3、第64条の2】<変更>

【送配電等業務指針第53条の4、第53条の5】<新設>

* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案【GX脱炭素電源法】の概要

背景・法律の概要

- ✓ ロシアのウクライナ侵略に起因する国際エネルギー市場の混乱や国内における電力需給ひっ迫等への対応に加え、グリーン・トランスフォーメーション (GX)が求められる中、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するための制度整備が必要。

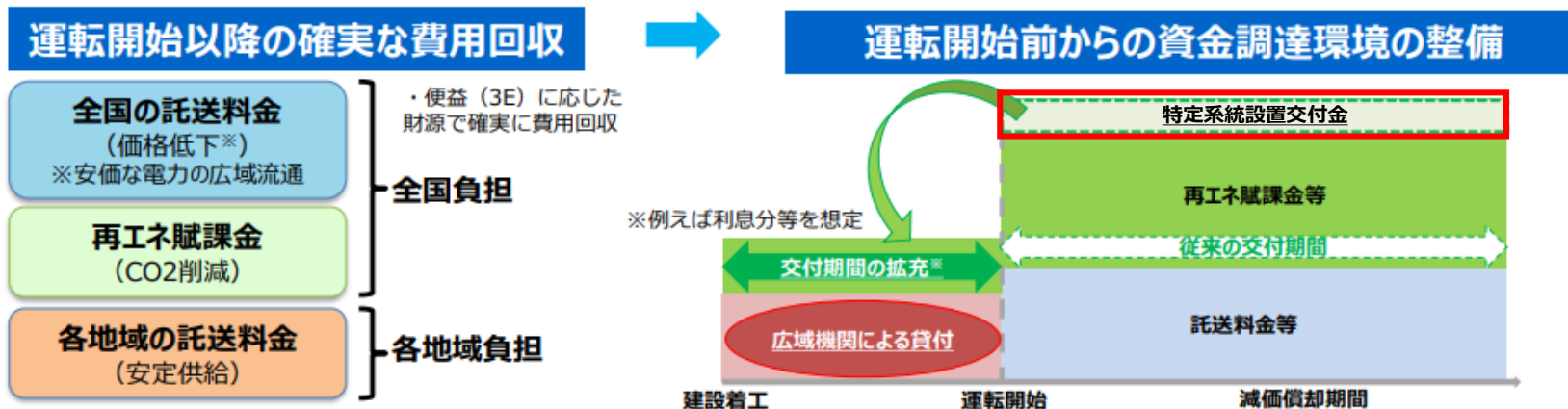
(1) 地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援

(電気事業法、再エネ特措法)

- ① **再エネ導入に資する系統整備のための環境整備 (電気事業法・再エネ特措法)**
 - ・ 電気の安定供給の確保の観点から特に重要な送電線の整備計画を、経済産業大臣が認定する制度を新設
 - ・ 認定を受けた整備計画のうち、再エネの利用の促進に資するものについては、従来の運転開始後に加え、工事に着手した段階から系統交付金 (再エネ賦課金) を交付
 - ・ 電力広域的運営推進機関の業務に、認定を受けた整備計画に係る送電線の整備に向けた貸付業務を追加
- ② **既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進 (再エネ特措法)**
 - ・ 太陽光発電設備に係る早期の追加投資 (更新・増設) を促すため、地域共生や円滑な廃棄を前提に、追加投資部分に、既設部分と区別した新たな買取価格を適用する制度を新設
- ③ **地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化 (再エネ特措法)**
 - ・ 関係法令等の違反事業者に、FIT/FIPの国民負担による支援を一時留保する措置を導入
違反が解消された場合は、相当額の取り戻しを認めることで、事業者の早期改善を促進する一方、違反が解消されなかった場合は、FIT/FIPの国民負担による支援額の返還命令を新たに措置
 - ・ 認定要件として、事業内容を周辺地域に対して事前周知することを追加
(事業譲渡にも適用)
 - ・ 委託先事業者に対する監督義務を課し、委託先を含め関係法令遵守等を徹底

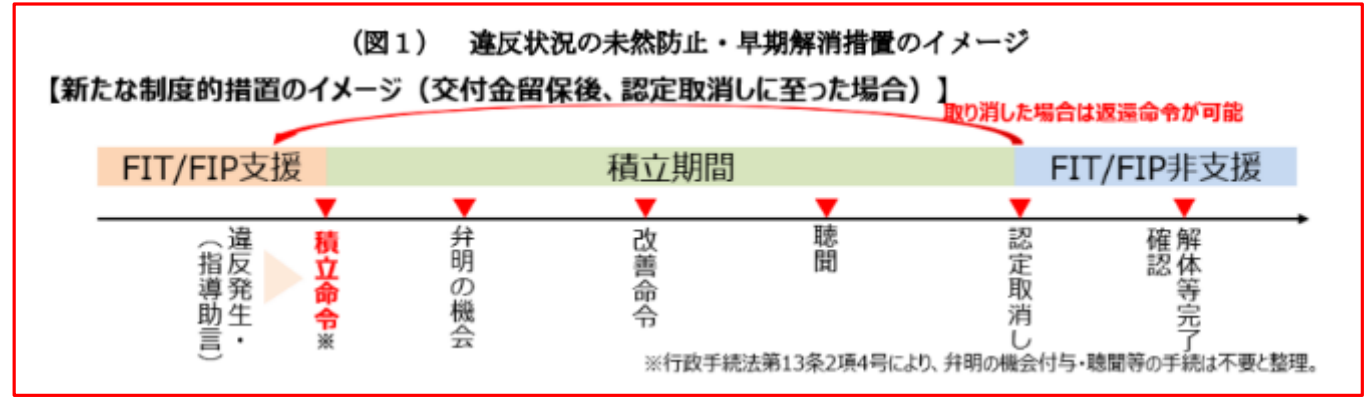
1. 系統整備に必要な資金調達環境の整備

- 数兆円規模の系統整備に必要な資金調達環境の整備等を進めるため、2020年の法改正により、再エネ賦課金等を系統整備費用に充てられる全国調整スキームを整備した。しかしながら、運転開始前の資金調達の円滑化や完工遅延リスク対応が課題として残るため、以下の方向で対応予定。
- ① **全国調整スキームの適用期間を運転開始より前（着工時点）から適用**
※適用の範囲は、事業の規模を考慮しつつ、例えば利息相当分などの将来的なコスト削減の効果が認められる費用を対象。
- ② **値差収益を原資に、電力広域機関が事業資金を貸付**
※市場分断により生じる値差収益を充てることで、連系線整備を加速して分断解消を進めるため。
- ③ これらの対象となる系統は、電気の安定供給の確保の観点等から実施計画の円滑かつ確実な実施が特に重要と認められるものとして、その**実施計画を経済産業大臣が認定**
※計画の認定が取消された場合、当該計画の実施事業者は**交付金の全部又は一部を返還**。
- 加えて、大規模かつ類例の少ないプロジェクトの遅延・増額リスクを低減する仕組みとして、**他インフラの例も参考に、債務保証等による国の関与の在り方等について、引き続き検討していく。**

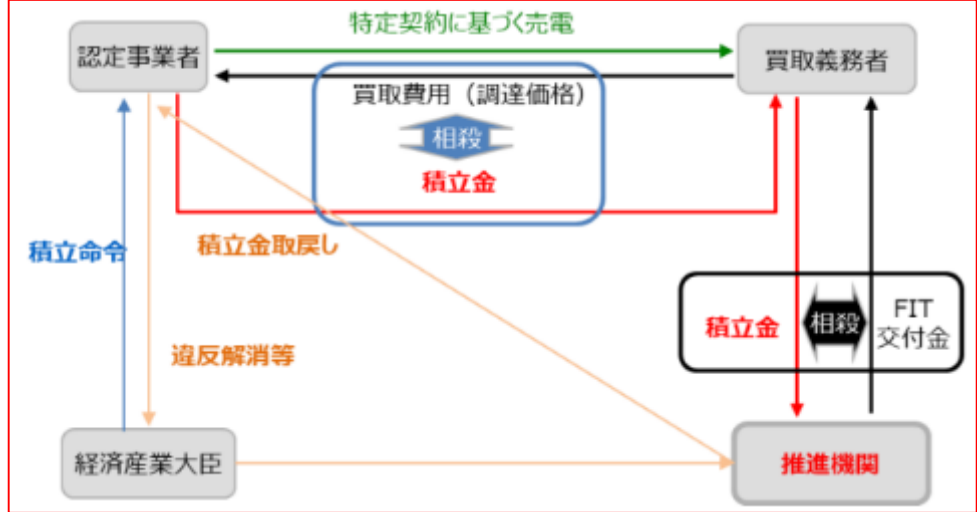


中間とりまとめ 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（2023年2月10日）より一部転載

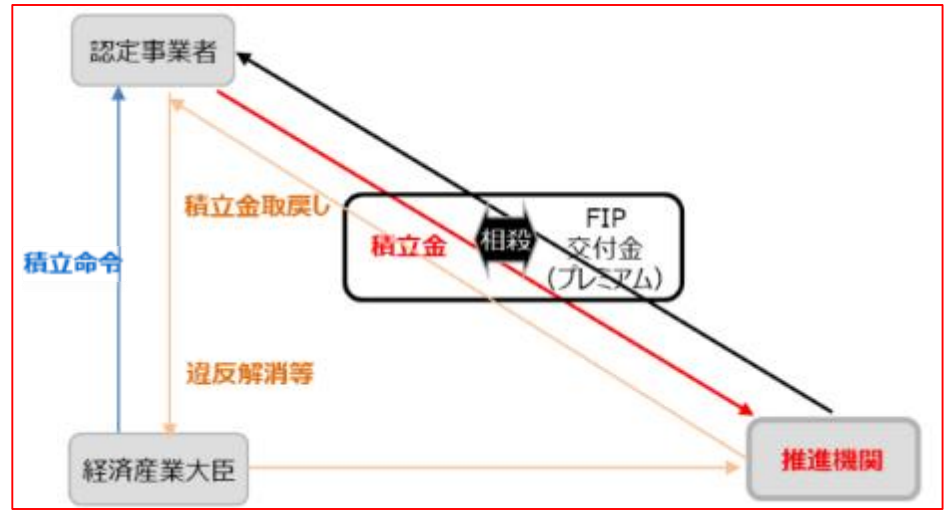
今回、再生可能エネルギー電気特措法の改正により新たに規定される交付金相当額積立金は、認定計画に関する違反の未然防止・早期解消を促すため、関係法令等の違反事業者へのFIT/FIP 交付金を一時留保し、交付金相当額として本機関に積立てる仕組み。



<FIT制度 交付金留保スキーム図>



<FIP制度 交付金留保スキーム図>



2. 容量市場の実需給開始等に伴う変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）

- 2 - 1. 追加オークションの実施判断等に関する変更
- 2 - 2. 容量拠出金の請求及び還元等に関する変更

2024年4月からの容量市場の実需給の開始に向けて、容量市場の実運用に関する詳細事項について、本機関の検討会(※1)で検討してきたところ。

※1 容量市場の在り方等に関する検討会



本機関の検討会において、追加オークションの実施要否の判断方法、及び容量拠出金の未回収分の小売電気事業者等への請求や経済的ペナルティにより容量拠出金に余剰が発生した場合の小売事業者への還元方法等を整理。



これら整理事項に基づき追加オークションの実施判断及び容量拠出金の請求等に関するルールを整備する(※2)。

※2 その他、長期脱炭素電源オークションにおける約定価格の公表を対象外とする見直しを含む

[変更内容]

- 本機関による追加オークションの実施判断方法^(※1) 及び追加オークション判断時の供給力確保量の考え方^(※2)について規定。

※1 容量市場のメインオークション（実需給年度の4年前に実施）以降に生じた「想定需要の変化」や「電源の故障等による落札された供給力の変化」等をもとに、実需給年度の1年前に追加オークション（調達／リリースオークション）の実施要否を判断

※2 メインオークションで確保した供給力の変更、国の審議会により整理された容量市場外供給力等を考慮

- 本機関は、追加オークションの実施要否等を国の審議会における意見を踏まえ決定する旨、規定。
- 長期脱炭素電源オークションに関する本機関の委員会での整理を踏まえ、準用規定から約定価格の公表を対象外^(※3)とすることを規定。

※3 マルチプライスで電源別のコストが特定されるため

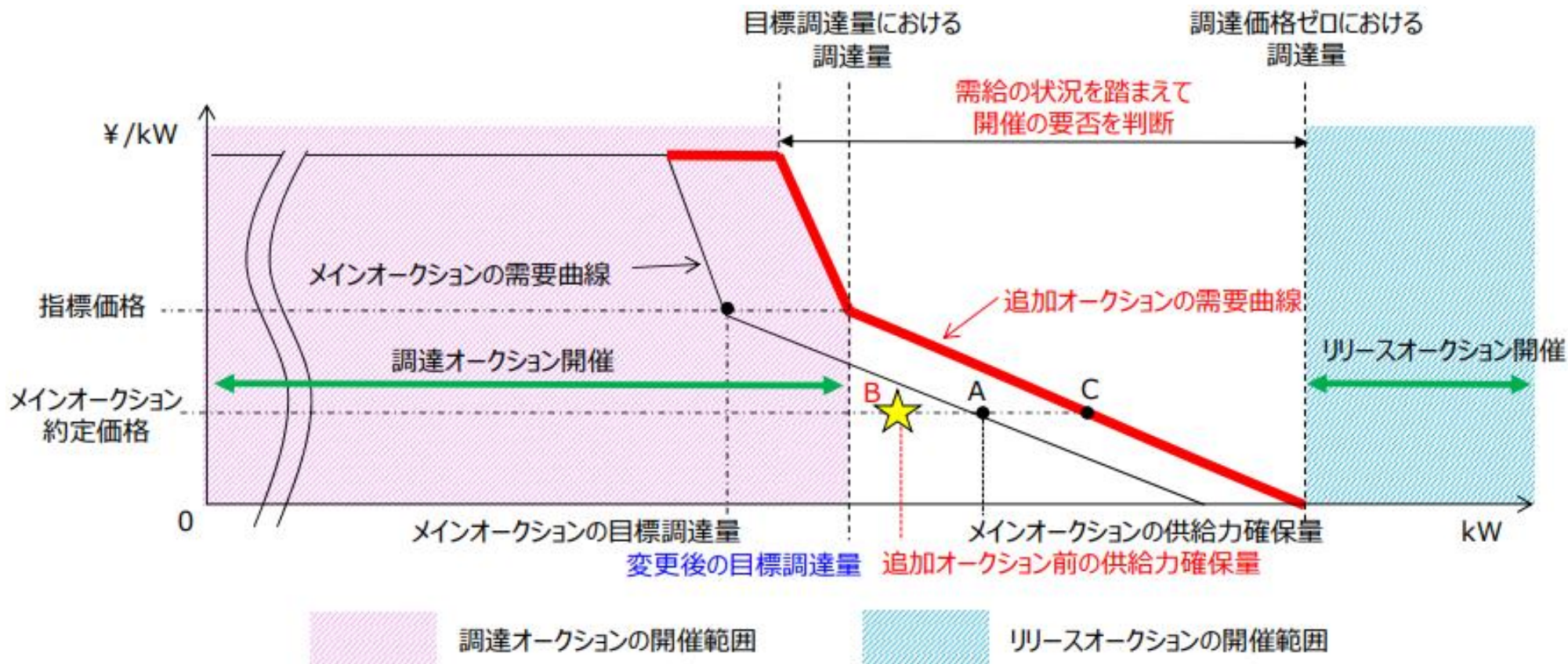
【業務規程第32条の21、第32条の23の2】<変更>

【送配電等業務指針第15条の7、第15条の9、第15条の10、第15条の10の2】
<変更>

* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文

■ 追加オークション (全国) の開催判断については、国の審議会および本検討会において次のとおり整理されている。

- 追加オークション前の供給力確保量が目標調達量未済の場合に調達オークションを開催
- 調達価格ゼロにおける調達量を超える場合にリリースオークションを開催
- 目標調達量を超える場合は、需給の状況を踏まえて、調達オークションの開催の要否を判断



- 長期脱炭素電源オークションについては、オークション方式をマルチプライス方式で実施する仕組みとしている。
- 長期脱炭素電源オークションの約定結果公表は、メインオークションの約定結果公表に準ずると規定しているが、個社情報の特定に至らないよう、マルチプライスの約定価格は公表情報から除くと整理。

第46回 容量市場の在り方等に関する検討会（2023年4月21日）
資料4から抜粋

第35回 容量市場の在り方等に関する検討会（2022年9月30日）
資料3-1から抜粋

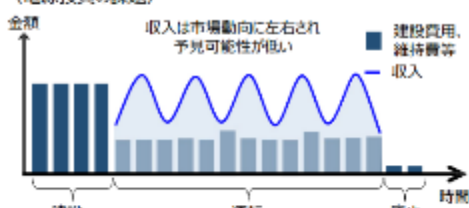
2. 長期脱炭素電源オークションの主なポイント

4

① 制度の概要

- 電源投資の課題である長期的な予見可能性が低いことに対し、電源への新規投資の促進を目的として**長期間の固定収入を確保する制度措置（長期脱炭素電源オークション）**の導入を検討している。
- オークション方式は**マルチプライス方式**で、電源の**固定費水準の容量収入が原則20年間得られる仕組み**とし、他市場からの収益は可変費に充て、可変費を超過する分は還付する仕組みとしている。
- 容量市場の一部と位置付け、調達にかかる**費用はメイン・追加オークションと同様の仕組み**としている。

（電源投資の課題）



（新制度のイメージ）



（投資判断に必要な要素）

① 投資判断時に**収入の水準**を確定させたい

② 投資判断時に**長期間の収入**を確定させたい

※電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会資料より

1. はじめに

4

(2) 約定結果の公表

- 電力広域的運営推進機関では、2021年度の容量市場メインオークション（対象実需給年度：2025年度）について、2021年7月から参加登録受付を開始し、10月にメインオークションの応札受付を行ったところ。
- この度、業務規程および募集要綱に定めるところにより、約定結果を公表する。

<電力広域的運営推進機関 業務規程>

- （メインオークションの約定結果の公表）
- 第3 2条の1 8 本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。
- 一 約定総容量
 - 二 **約定価格**
 - 三 約定総額
 - 四 その他公表すべき事項

<容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2025年度）>

第6章 落札電源および約定価格の決定方法

4. 約定結果の公表

本オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」をご参照ください。

- ・エリア毎の**約定総容量、約定価格および約定総額**（マルチプライスでの約定分を除く）
 - ・**エリア毎のマルチプライスでの約定総容量および約定総額**
 - ・落札電源毎の、当該電源の容量提供事業者名、電源ID（応札単位の附番（※））、落札容量
- ※応札した電源等に対して、容量オークションごとに設定

[変更内容]

- 本機関は、容量拠出金の未払い事業者へ催告すること、催告に応じない事業者の名称を公表するとともに経済産業大臣に報告することを規定^(※)。
 - ※ なお、別途定款の規定に基づき、本機関として、指導・勧告・制裁等を行うことができる
- 容量拠出金の未払のある小売電気事業者は、経済的ペナルティにより容量拠出金に余剰が発生した場合に行う還元の対象外とする旨、規定。
- 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者に対して、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求できる旨、規定。

【定款第55条の2】<変更>

【業務規程第32条の3、第32条の4 1、第35条】<変更>

【業務規程第32条の4 2、第32条の4 3】<新設>

【業務規程第32条の4 4～第32条の4 8】<条番号の変更のみ>

* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文

3. 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について

18

⑥経済的ペナルティの還元と容量拠出金の未回収分の算定で用いるシェア配分値

- 第16回容量市場検討会において、容量確保契約金額に科された**経済的ペナルティの還元、および容量拠出金の未回収分**は、小売電気事業者の容量拠出金に反映^{※1}することと整理している。
- 小売電気事業者の容量拠出金に反映するにあたり、シェア配分は容量拠出金の当該年度を通じたシェアがもととなるため、**年間12ヶ月間分のシェア配分をもとに算定**を行う。
- 具体的には、各月シェア配分の累計を当該年度の3月分まで用いて算定・精算^{※2}を行う。

※1 具体的には、還元が未回収分を上回る場合は小売に還元し、還元が未回収分を下回る場合は小売から追加徴収することとしている。

※2 当該年度の翌年10月に還元等の精算を行う。また、容量拠出金の還元等の算定の対象は未払い事業者を除外する。

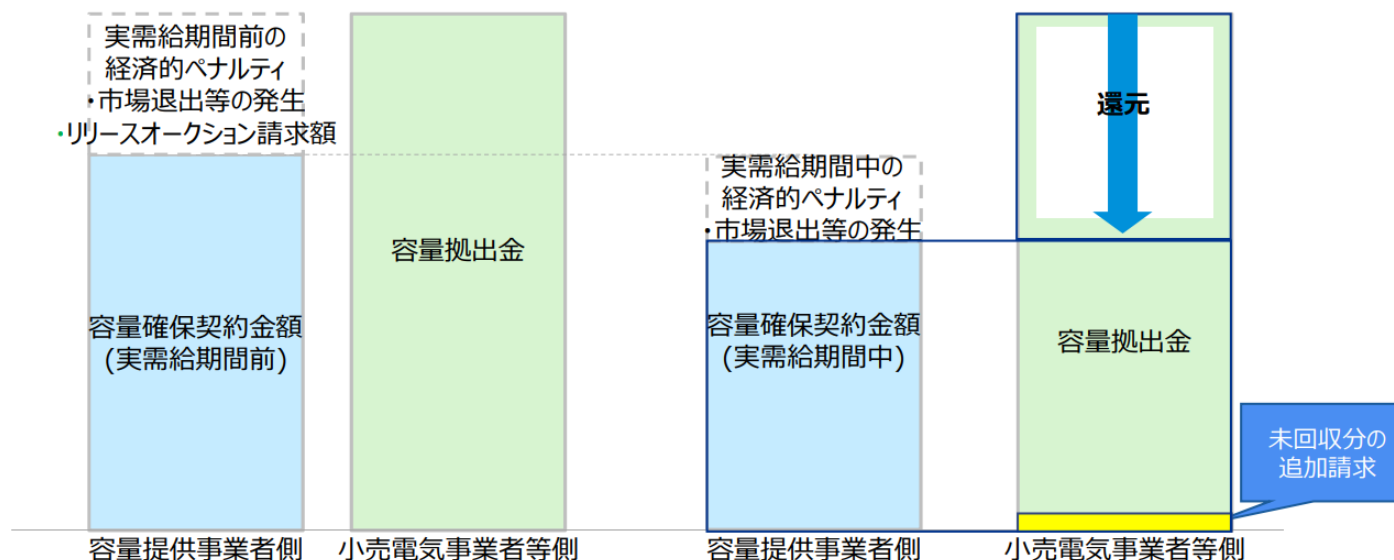
第9章 容量市場の取引や税務面について 未回収分の追加請求および還元について

131

小売電気事業者

一般送配電事業者等

- 未回収分の追加請求※1は、容量拠出金の未回収分を他の事業者から回収する取引です。
- 還元※2は、容量提供者側の取引の総額と、小売電気事業者等の取引の総額を一致させるための取引です。
(経済的ペナルティの徴収等で生じた差額を調整し、小売電気事業者に配分するもの)
- 未回収分の追加請求、還元とも毎月月次で実施するもの※3ではなく、対象年度の取引終了後、一定の時期に一年度分をまとめて、精算を実施するものとなります。



-
3. 供給計画に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
- 供給計画届出等に関する変更

昨今のエネルギーをめぐる内外の情勢変化を踏まえ、電力の安定供給のため、供給計画等を通じて個別の電源の稼働状況や休止予定を従来以上に的確に把握する等、平時から需給管理の高度化を図ることが求められている。



このため、電気事業法施行規則の改正(※)により、供給計画において各電気事業者が、本機関に提出する情報として、供給計画の提出様式に調整力に関する計画書が追加、発電所発電・補修計画明細書が変更された。本機関は、追加情報を送配電事業者へ共有するとともに、これら供給計画の供給力等を基礎として需給バランス評価を一層的確に行うこととなる。

※ 2023年11月1日施行



これを踏まえ、電気事業法施行規則の改正に基づく提出情報の見直しを受けて、本機関が送配電事業者に共有する情報を変更するとともに、本機関が実施する需給バランス評価において基礎とする供給力の考え方を見直す。

[変更内容]

- 本機関が、2024年度以降の供給計画において会員から改正規則に基づいて追加・変更された調整力に関する計画書及び発電所発電・補修計画明細書を送配電事業者に共有する旨、追加。
- 本機関が実施する需給バランス評価において基礎とする供給力の考え方を見直し（※）、供給計画の供給力を基礎として評価する旨、規定。

※ これまで、需給バランス評価において、小売電気事業者が確保する供給力並びに発電事業者及び特定卸供給事業者の販売先未定の供給力を供給力の基礎としていたが、容量市場の実需給開始後は、小売電気事業者の供給力確保義務の位置付けが変更され、容量拠出金の支払いで義務履行が果たされるとの解釈になることを踏まえ、今後は、発電事業者等の供給計画の供給力等を基礎として評価するとの規定に見直し

【業務規程第26条、第28条、第29条、第30条、第32条】<変更>

【業務規程第28条の2】<新設>

【業務規程附則（平成29年9月6日）第9条】<変更>

【送配電等業務指針第15条】<変更>

【送配電等業務指針第13条、第14条】<削除>

* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文

対応の方向性② 需給管理・運用の高度化

- 需給ひっ迫の回避に向けて、供給力の管理をよりきめ細やかに行うため、電力広域機関において、**供給計画等を通じて個別の電源の稼働状況や休止予定を従来以上に的確に把握する等、平時から需給管理の高度化を図ること**としてはどうか。
- また、一般送配電事業者において、日々の需給運用に際してすべての電源を効率的・効果的に活用できるよう、**電源Ⅲ※の発電余力の把握やオンライン化を進めるなど、需給運用の高度化を進めること**としてはどうか。 ※一般送配電事業者からオンラインで調整できない火力等

1 供給計画のバージョンアップ

- ✓ 毎年度、すべての発電事業者が電力広域機関を通じて経済産業大臣に届け出る供給計画について、記載事項等の見直しを検討し、可能なものから速やかに実施。
(検討事項例)
 - ・電源の設備の概要・稼働状況の報告
 - ・電源の休止予定の変更の報告

2 すべての電源の効率的・効果的な活用

- ✓ 一般送配電事業者が電源の発電余力や発電コストを的確に把握し、効率的・効果的に運用するための方策を検討し、可能なものから速やかに実施。
(検討事項例)
 - ・発電計画への発電余力の記載、発電コストに関する情報提供
 - ・電源Ⅲのオンライン化

【参考】供給計画のバージョンアップ°

現行の供給計画

✓ 供給計画は、全国・供給エリアの需給バランスを一元的に把握・評価するためのものであり、発電事業者単位での供給力は把握できているが、**個別発電設備の供給力は基本的に把握できていない**。その結果、補修時期の調整といった業務が煩雑になっている。

✓ 休止の予定日について、幅を持たせた記載（例：2023年度末）での提出を行っているケースや休止日に変動が生じているケースがあるため、**具体の休止日を正確に把握できていない**場合がある。

対応の方向性

✓ 2023年度は、一定規模以上（10万kW以上の設備を想定）の電源については、供給計画の補足資料として、**発電事業者より個別の発電設備の供給力の提出を求め、よりきめ細やかに電力需給状況を把握する**。
✓ 2024年度以降については、**供給計画の様式の変更も含め**、検討を進める。

✓ 2023年度以降、電力需給上の影響が大きい、10万kW以上の電源については、休止予定日が変更となった場合や、休止日が確定した場合に速やかに広域機関に対して報告することを求め、**従来以上に的確に休止日を把握することとする**。

-
4. 予備電源制度に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）
- 予備電源制度導入に伴う変更

大規模災害等による電源脱落や中長期的な需要の増加など追加供給力の確保を行う必要が生じたときに備える「準供給力」として、一定期間内に再稼働可能な休止電源を維持する予備電源制度の検討が開始された。



予備電源の調達等のプロセスの実施主体は、全国大での供給予備力の評価等に知見があり、供給エリアを跨いだ制度運営に適した本機関とすることが国の審議会で整理された（※1）。

また、本機関が一般送配電事業者から支払を受け予備電源維持運用者（※2）へ必要な費用を支払うスキームを整理するにあたり、当該支払等の仕組みとして、既存の電源入札等のスキーム（※3）を活用する方向（電源入札等の一類型と位置付け）で整理されたところ。

※1 第83回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会

※2 予備電源の募集に対して落札した電気供給事業者

※3 容量市場等あらゆる手段を通じても供給力が不足した際に、セーフティネットとして広域機関が供給力を確保する仕組みのことで、予備電源制度と同様に託送料金負担で供給力を確保



これに対応するため、既存の電源入札等のルールの中に予備電源制度に関するルールを追加することで整備する。

[変更内容]

- 予備電源制度については、既存の電源入札等に関する規定を予備電源制度を包含する内容に見直し、必要な修正を加えることで対応（※）。
 - 電源入札等を予備電源制度を包含する用語として再定義。
 - 予備電源は国の審議会の検討に基づき手続き等を開始。
 - 国の審議会で示された方針等に則り基本要件を決定、募集要綱を策定し、電源等維持運用者を募集。
 - 有識者を含めた委員会で評価を行い、電源等維持運用者を決定することにより、休止中の火力等の電源を調達。
 - 費用支払等については、既存の電源入札等の規定が、原則、適用される。

※ 国の審議会で予備電源制度は電源入札等の一類型として整理されたことを踏まえ、現行の電源入札等に係る規定を予備電源制度を包含した規定となるよう見直し

【定款第7条、第43条】<変更>

【業務規程第33条、第36条、第37条、第38条、第39条、第44条】<変更>

【送配電等業務指針第21条】<変更>

【送配電等業務指針第17条、第18条、第22条】<削除>

* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文

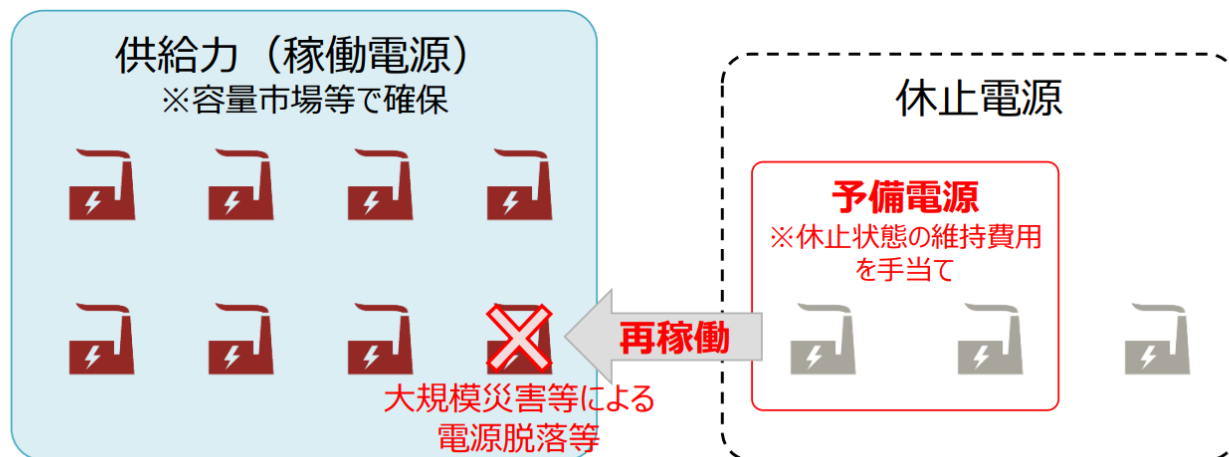
これまでの御議論の振り返り①

第81回 制度検討作業部会（2023年6月21日）資料3から抜粋

1. 背景・制度概要

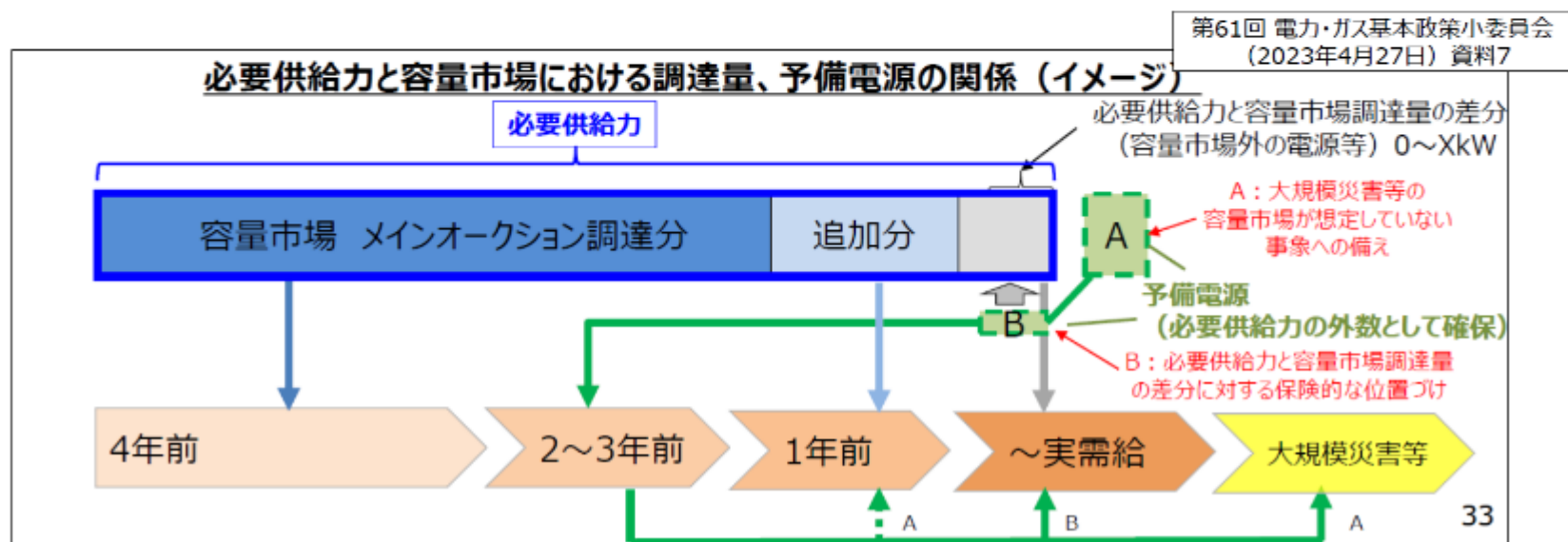
- 予備電源制度は、**緊急時にも必要な供給力が確保されるよう、一定期間内に再稼働が可能な休止電源を維持する枠組み**である。2022年3月の電力需給ひっ迫を受け、休止電源を活用した需給ひっ迫対応策として、議論が開始された。
- 大規模災害等による電源の脱落や、中長期的な需要増など、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に、休止中の予備電源を稼働させることで、供給力不足を防ぐことが目的である。
- 予備電源は再稼働の判断がなされるまでは休止電源となるため、供給力とはならないが、再稼働した電源は供給力の内数となる。つまり、直ちに供給力を供出するものではないが、「準供給力」との位置付けとして考える。

予備電源の制度イメージ



論点1 予備電源の性質と立ち上げプロセスの関係

- 第61回電力・ガス基本政策小委員会 (4月27日) では、容量市場外の供給力を考慮した形という前提で、大規模災害等に備える予備電源 (イメージ図のA部分) と、実需給近傍の供給力を補完する予備電源 (イメージ図のB部分) の2つについて御議論いただいたところ。
- 第61回小委員会では、Aに当たる予備電源については、大規模災害等に備えることを基本としつつ、追加オークションへの参加を認める形で、Bに当たる予備電源については、追加オークション実施後の状況変化に対応することを念頭におく形で議論された。



実施主体における予備電源制度の位置付け

- 予備電源制度は、本作業部会での議論を経て、実施主体は電力広域的運営推進機関（以下、広域機関）とし、費用は託送負担と整理したところ。今後、広域機関が一般送配電事業者から支払を受け、予備電源を保有する発電事業者へ必要な費用を支払う具体的なスキームを検討していくこととなる。
- 他方、現状では、予備電源制度と同様に広域機関が実施主体となって託送料金負担で供給力を確保する制度として、「電源入札等」が存在しており、広域機関の規程類において、費目の整理等が既になされているところ。
- 電源入札等は、容量市場などあらゆる手段を通じても供給力が不足した際に、セーフティネットとして供給力を確保するもので、予備電源との間では、必要供給力の不足に対応するという共通点があると考えられる。
- 加えて、予備電源制度の運営にあたっては、既存の電源入札等のスキームを活用することで、予備電源制度に係る一般送配電事業者からの支払や、発電事業者に対する支払を円滑に進めることが可能となると考えられる。
- 以上を踏まえ、広域機関における支払等の仕組みとして、予備電源制度を電源入札等の一類型と位置付けることとしてはどうか。
- また、これに伴い、広域機関の定款など必要な規程類の整備を進めることとしてはどうか。

これまでの御議論の振り返り⑥

6. 調達

- 調達エリアについては、**東エリア（北海道、東北、東京）と西エリア（中部、北陸、関西、中国、四国、九州）に分ける**ことを基本とする。なお、予備電源制度の開始以降、調達状況や高経年火力の立地の状況等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- 制度適用期間は**2年間または3年を基本**として、検討を進めていくこととする。ただし、個別電源によって定期点検の期限が訪れるタイミング等が異なることから、期間設定は柔軟性を持たせることとする。
- 募集・調達タイミングについて、N年度実需給断面に向けた予備電源は、**原則N+1年度実需給向け容量市場メインオークションの約定結果公表後に募集・調達**することとする。ただし、当該タイミングでの募集・調達が行われた後であっても、必要量を満たせない場合など、必要に応じて追加的に予備電源を調達できることとする。また、制度開始年度については、2026年度までのメインオークションを終えていることを鑑み、別途議論することとする。
- 調達量について、**短期立ち上げの電源は100～200万kW程度、長期立ち上げの電源は200～300万kW程度**を調達することとする。
- 調達方式について、候補電源等が限定的となること、個別電源ごとに必要となる定期点検や修繕、立ち上げ時の燃料調達等の状況が大きく異なることを踏まえ、**価格以外も含めて評価する事業者提案（総合評価）方式**とする。
- 評価項目として、予備電源としての年間コストや事前に必要な修繕の内容や期間等の電源個別の事情に加えて、燃料種や全体の電源立地のバランス等の予備電源全体を見て判断すべき要素も設定し、後者を特に重視することとする。
- また、小委員会における火力政策の議論等を踏まえ、石油火力を優先的に確保していくこととする。加えて、フェードアウトを進めていく非効率石炭火力に対しても、安定供給を大前提に、予備電源の調達時に評価することとする。
- なお、募集にあたり、**その年の予備電源の調達方針を毎年度作成し、国の審議会で示していく**ことで、適切な調達を図ることとする。

-
5. 一般送配電事業者及び配電事業者の系統運用等に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
- 調整力の調達における需給調整市場への全面移行等に伴う変更

2016年度以降、一般送配電事業者及び配電事業者は、電力供給区域の周波数制御及び需給バランス調整を行うために必要な調整力を公募により調達している（※1）。

※1 一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方（2016年10月17日、経済産業省）



2024年4月からは公募による調整力の調達（電源Iなど）が廃止され（※2）、一般送配電事業者及び配電事業者は、需給調整市場で広域調達する調整力、及び余力活用契約に基づく電源の余力活用（※3）により、需給調整や混雑処理等を実施することになる。

※2 沖縄エリアは調整力公募が継続

※3 ゲートクローズ後に周波数制御・需給バランス調整、系統運用等を実施する際に、ゲートクローズ前の発電事業者等の計画策定に支障を与えないことを前提に、余力を一般送配電事業者が活用できる仕組み



これに伴い、一般送配電事業者及び配電事業者が需給調整や混雑処理等のために行う措置に関する記載を見直す。

[変更内容]

- 調整力の調達を需給調整市場に全面移行するに伴い、調整力公募で用いられた電源等の区分（電源Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）が廃止されることを踏まえ、一般送配電事業者及び配電事業者による需給調整や混雑処理等に用いる発電設備等に関する記載を、以下のとおり見直し。

(1) 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等(※1)

※1 需給調整市場約定分（上げのみ）、及び余力活用契約を締結した電源（上げ・下げ）。概ね旧電源Ⅰ・Ⅱに相当

(2) 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等(※2)

※2 概ね旧電源Ⅲに相当

【業務規程第2条】<変更>

【送配電等業務指針第153条、第153条の2、第154条、第155条、第165条、第169条、第170条、第173条、第174条、第221条】
<変更>

第86回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2023年5月29日）資料2から抜粋

2024年度以降の供給力計上の扱いについて

2

- 2024年度以降 ΔkW は需給調整市場において一次～三次②に細分化され調達されることとなる。
- 本資料では需給調整市場で調達した ΔkW の供給力計上の扱いについて整理する。

(参考) 調達方法の変遷 24

年度 商品	2019	2020	2021	2022	2023	2024~ (容量市場開設※)
需給調整市場 の商品			三次② (広域) 需給調整市場	三次① (広域) 需給調整市場		二次② (広域) 需給調整市場 二次① (エリア内) 需給調整市場 一次 (広域調達は検討中)
電源 I -a (kW)	エリア内公募 (年間)					容量市場 (オークションは4年前)
電源 I -b (kW)	エリア内公募 (年間)			広域調達 (年間)		容量市場 (オークションは4年前)
電源 I' (kW)	エリア内公募 (年間)					容量市場 (オークションは4年前)
電源 II	エリア内公募 (随時)					余力活用
電源 II'	エリア内公募 (随時)					余力活用
ブラックスタート	電源 I 公募時に公募					公募 (公募は4年前)

6. ローカル系統へのノンファーム型接続導入等に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
- 6－1．平常時におけるローカル系統混雑時の出力制御等に関する変更
 - 6－2．混雑緩和希望者提起によるローカル系統増強プロセスに関する変更

脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入拡大のため、系統混雑が発生した場合に出力制御に応じることを条件に、系統増強を待つことなく新規接続を許容するノンファーム型接続を進めている。



ノンファーム型接続については、2021年1月から基幹系統（※1）に適用している。ローカル系統（※2）に対しては2023年4月に受付を開始し、2024年度以降の運用開始（系統混雑時の出力制御を含む）を予定している。

また、ローカル系統へのノンファーム型接続の導入に伴い、平常時の系統混雑により出力制御が発生する一方で、費用便益評価の結果、系統が増強されない場合を念頭に、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（混雑緩和プロセス）を本機関で検討することが、国の審議会（※3）で整理された。

- ※1 一般送配電事業者の供給区域内の最上位2電圧（ただし、沖縄電力については、132kV）の流通設備（変圧器については、一次電圧により判断）、及び一般送配電事業者又は配電事業者が指定した流通設備
- ※2 2023年4月からのローカル系統へのノンファーム型接続の適用をもって、原則全ての特別高圧系統にノンファーム型接続が適用される（ただし、配電用変圧器や配電設備を除く）
- ※3 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会



本検討結果を踏まえ、平常時におけるローカル系統混雑時の出力制御及び新たな混雑緩和プロセスに関するルールを整備する。

[変更内容]

- ローカル系統へのノンファーム型接続導入に伴い、基幹系統において平常時に混雑が発生する場合の出力制御順序をローカル系統にも適用（※）する旨、規定。

※ 再給電方式（一定の順序）の出力制御順に基づく。ただし、ローカル系統のノンファーム電源については、送配電事業者による再給電方式による実需断面の出力制御ではなく、計画断面での計画値変更により混雑処理を行う。

【送配電等業務指針第153条の2】<変更>

(参考) 適用系統・電源と制御対象・方法の整理

(出所) 系統ワーキンググループ (第44回) 資料1-1 (2023年2月) を基に一部追記

	基幹系統混雑			ローカル系統混雑			系統図
	①適用系統	②適用電源	③制御対象	①適用系統	②適用電源	③制御対象	
基幹系統 (上位2電圧)	2021.1 基幹系統	2022.4 全電源	(調整電源活用) 2022.12 (一定の順序)* 2023.12	2023.4 ローカル系統	2023.4 全電源	全電源	<p>基幹系統 ローカル系統 配電系統</p>
ローカル系統 ※上位2電圧以外かつ配電系統として扱われない系統		2023.4 全電源			全電源	全電源	
配電系統 (高圧以上)		2023.12以降 必要に応じて拡大					
配電系統 (低圧)			10kW未満		10kW未満		
④制御方法	再給電方式			再給電方式 (一定の順序) の出力制御順に基づく制御 (一律制御の対象は計画値変更)			

※再給電方式 (一定の順序) は2023年12月28日に運用開始予定

(1) 制御対象・制御方法

- 基幹系統においては、S+3Eを考慮したメリットオーダーによる混雑処理を実施する再給電方式が行われる。一方、ローカル系統においては、第62回 広域系統整備委で検討が行われ、基幹系統と異なる特徴を有している点を踏まえ、ノンファーム型接続適用電源（以降ノンファーム電源）のみを制御対象とする一律制御を基本としつつ、国と広域機関で連携して更に検討していくこととされた。
- これを受けて、第45回 再エネ大量導入小委において、ローカル系統においても、調整電源（火力等）が接続する系統では、基幹系統と同様、S+3Eを考慮したメリットオーダーによる混雑処理を行うことが適切であり、引き続き混雑処理方法を検討することとした。
- そこで、基幹系統と比べて調整電源が少なく、再エネの接続が多いという固有の特徴を持つローカル系統においても、S+3Eを考慮したメリットオーダーによる混雑処理方法として、本小委員会で決定した基幹系統の**再給電方式（一定の順序）と同様の出力制御順、出力制御方法で制御することを基本としてはどうか。**
- その上で、ノンファーム電源については、再給電方式による実需給断面での出力制御でなく、計画断面での計画値変更による出力制御を採用した上で、ローカル系統及び配電系統（ただし、低圧10kW未満除く）に接続する電源を制御対象とすることを基本としてはどうか。

【再給電方式（一定の順序）による出力制御ルール】

出力制御順	出力制御方法
① 調整電源の出力制御	メリットオーダー
② ノンファーム型接続の一般送配電事業者からオンラインでの調整ができない電源の出力制御	一律
③ ファーム型接続の一般送配電事業者からオンラインでの調整ができない電源の出力制御	メリットオーダー
④ ノンファーム型接続のバイオマス電源（専焼、地域資源（出力制御困難なものを除く））の出力制御	一律
⑤ ノンファーム型接続の自然変動電源（太陽光、風力）の出力制御	一律
⑥ ノンファーム型接続の地域資源バイオマス電源（出力制御困難なもの）及び長期固定電源の出力制御	一律

第48回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (2022年12月27日) 資料1から抜粋

	① 需給バランス制約 (需給制約) による出力制御	② 送電容量制約 (系統制約) による出力制御 (基幹系統) (ローカル系統)
出力制御ルール	<p>出力制御ルール</p> <p>出力制御順</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 火力(石油、ガス、石炭)の出力制御、揚水の活用 ② 他地域への送電 (連系線) ③ バイオマスの出力制御 ④ 太陽光、風力の出力制御 ⑤ 長期固定電源※ (水力、原子力、地熱) の出力制御 <p>※出力制御が技術的に困難</p>	<p>再給電方式 (一定の順序) の出力制御順に基づく一律制御 (計画変更)</p> <p>出力制御順</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 調整力(火力等)(電源 I)、火力等(電源 II)の出力制御、揚水の揚水運転、貯蔵装置の充電 ② ノンファーム火力等(電源 III)の出力制御 ③ ファーム火力等(電源 III)の出力制御 ④ ノンファームバイオマス(専焼、地域資源(出力制御困難なものを除く))の出力制御 ⑤ ノンファーム太陽光、風力の出力制御 ⑥ その他のノンファーム電源※の出力制御 <p>※地域資源(出力制御困難なもの)及び長期固定電源</p>
出力制御の発生イメージ		

[変更内容]

- ローカル系統へのノンファーム型接続導入後の、混雑緩和希望者提起による新たな系統増強プロセス（混雑緩和プロセス）^(※)の導入について規定。

※ 平常時の系統混雑により出力制御が発生する一方で、費用便益評価が1を下回り、一般負担での系統増強が行われない場合に、ローカルノンファーム導入によるメリットを毀損しないことを前提に、効率的な設備形成を補完する限定的スキーム

- ・ローカル系統が対象
- ・増強を希望する発電事業者による費用負担を基本
- ・混雑処理においては、他のノンファーム電源と同様の扱い

【業務規程第96条の2～第96条の5】<新設>

【送配電等業務指針第106条、第111条、第120条、第122条の7】<変更>

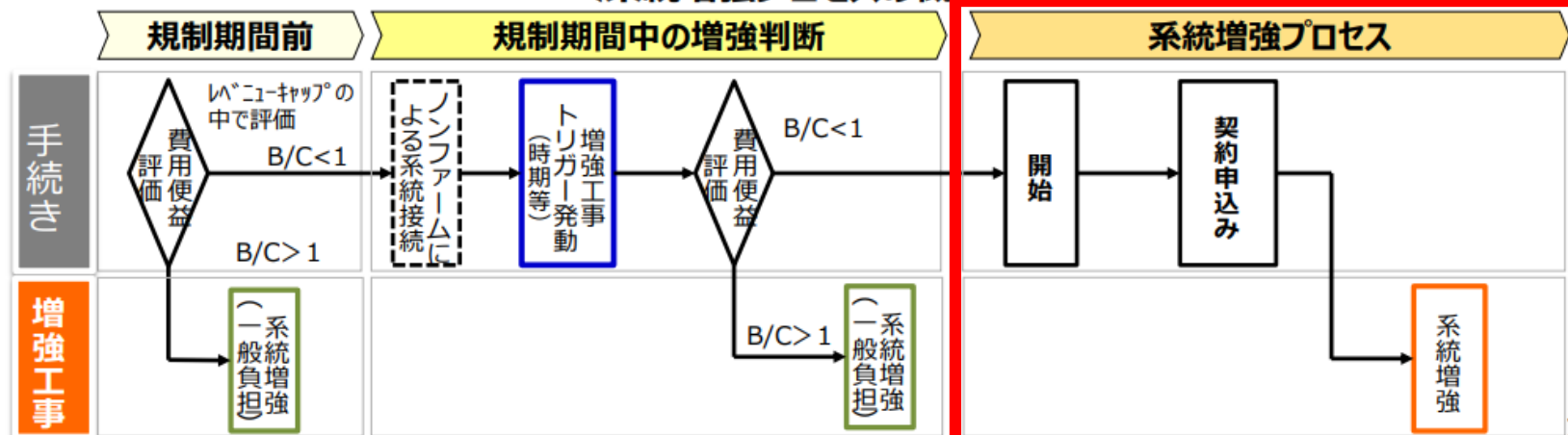
【送配電等業務指針第131条の2～第131条の26】<新設>

* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文

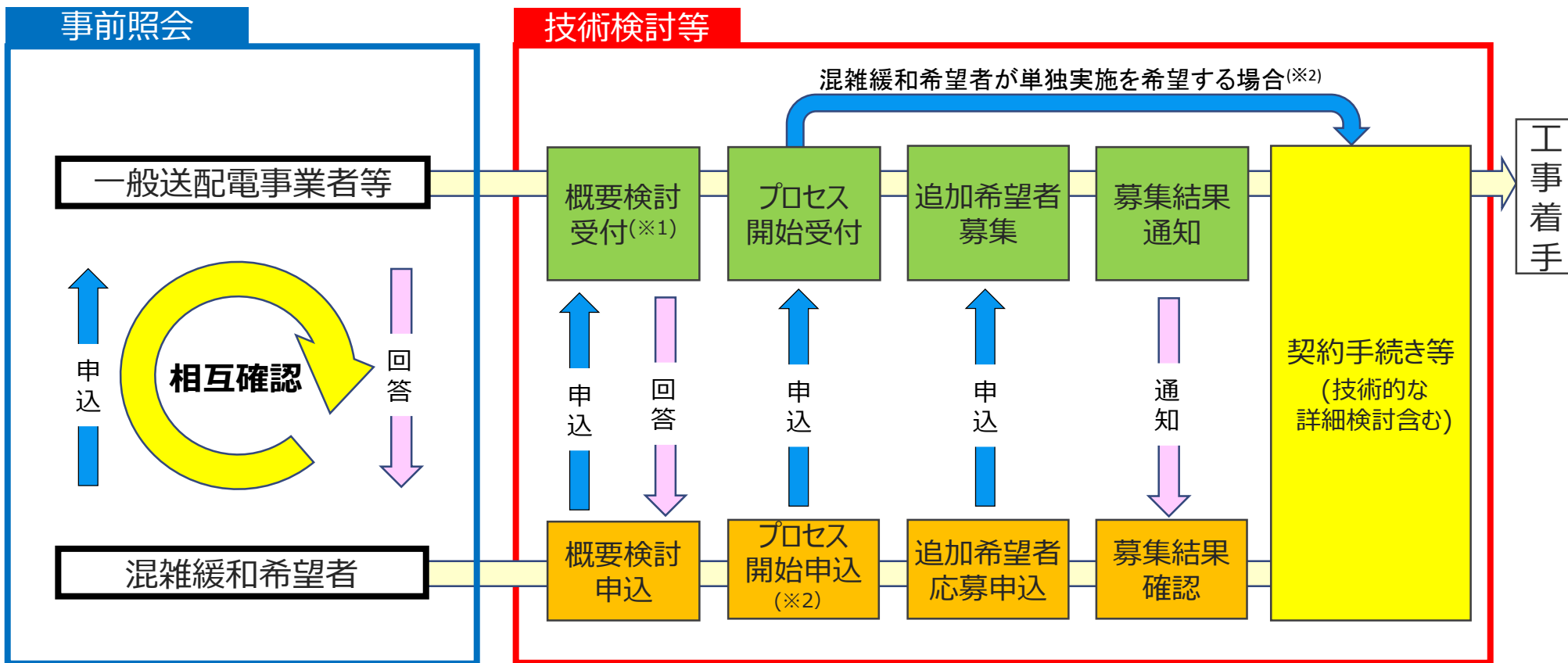
論点⑤ 混雑緩和スキーム

- ローカル系統については、一般送配電事業者がレベニューキャップ規制期間前の費用便益評価 ($B/C > 1$) により増強計画を立案し、一般負担で設備増強を行う。
- 期中において当初想定していなかった一般負担による設備増強の必要が生じた場合には、費用便益評価等の妥当性を確認した上で、レベニューキャップ制度において、拡充投資計画の必要な見直しを行うなど、収入上限の期中調整の中で対応することとしてはどうか。
- なお、将来的に、ノンファーム型接続の増加により出力制御が行われる場合において、再エネの接続が多い系統においては費用便益評価が1を下回り、系統増強が行われない可能性もある。このような系統については、ローカルノンファーム導入後の混雑緩和スキームとして、電源接続案件一括検討プロセス（一括検討）のような系統増強プロセスについて、一括検討を整理してきた広域機関で必要性も含めて詳細検討することとしてはどうか。
- また、混雑緩和スキーム以外にも、蓄電池や上げDR、ダイナミックレーティング等の技術を活用し、混雑を緩和する方法があるが、これら技術を活用した混雑緩和手段についてどう考えるか。

<系統増強プロセスの概要>



第69回 広域系統整備委員会 (2023年8月9日) 資料2の図から抜粋 (一部編集)



※1 概要検討については、本機関での受付も可

※2 混雑緩和希望者は、単独で実施するか追加希望者を募集するかを選択可。単独で実施する場合は、一般送配電事業者等は追加希望者の募集を省略

3. まとめ

13

- 本プロセスについて、本日の審議をもって全体の整理が完了することから、詳細な運用ルールの整理や関連する規程類の改定などの2024年度の運用開始に向けた準備を進めていく。

項目		詳細整理における課題	これまでの議論内容
①位置付け	本プロセスの位置付け 基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者の費用便益評価に基づく増強と本プロセスとの関係 本プロセスによる系統増強の基本的な考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ローカルノンファーム導入によるメリットを毀損しないことを前提に、費用便益評価に基づく効率的な設備形成を補完する限定的スキーム
②対象系統	系統増強の対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> 本プロセスの対象とする適用系統の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ローカル系統を対象とする
③対象電源	本プロセスの対象電源	<ul style="list-style-type: none"> 本プロセスの活用対象となる電源（接続する系統の電圧階級など） 	<ul style="list-style-type: none"> ローカル系統と配電系統（高圧以上）に接続する電源とする
④系統増強	増強規模の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 系統増強を行う際の増強規模の考え方 	<ul style="list-style-type: none"> 系統全体の効率的な設備形成を阻害しないことを前提に、一般送配電事業者が発電事業者のニーズを考慮しつつ、系統状況や増強・改修の既計画との整合性等も勘案して増強内容を検討
	増強内容の検討方法	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な設備形成を前提とする増強内容の検討方法 	
⑤費用負担	費用負担の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 系統増強に係る費用の負担者の考え方 費用負担者の扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 増強を希望する発電事業者の負担を基本 本プロセス後においても、系統利用のルールに基づき他のノンファーム電源と同様の扱い
⑥開始基準	本プロセスの開始基準	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者希望に基づく系統増強の規律（開始基準）の考え方 	<ul style="list-style-type: none"> 本プロセス開始前に、発電事業者の混雑緩和に対して系統増強が有効であるか等を確認するステップを設定する。
⑦その他	手続き・規程類	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な手続きの整理 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のアクセス手続きを基本に、本プロセスの特徴を踏まえて整理（スライド9,10）

7. 総会への政府職員の出席及び役員を選任に関する規定の変更（定款）

- 総会への政府職員の出席に関する規定の変更
- 役員を選任に関する規定の変更

本機関は、容量市場・長期脱炭素電源オークションの運営、特に重要な送電線に対する貸付業務、FIT/FIP制度に関する賦課金の徴収・交付金の交付、容量拠出金の請求に関する業務など国の審議会からタスクアウトされる業務が急増、複雑化・多様化している。



本機関の最高意思決定機関である総会に、経済産業大臣が指名する政府職員が出席し、公益を代表する立場で意見を述べるができる旨、電気事業法^(※1)で規定されている。また、業務や課題に精通し、的確な指導・監督を行う理事の人選がますます重要となっている。

※1 電気事業法第28条の32（指名職員の会議への出席）



- ・定款に規定されている総会への政府職員の出席について、その重要性を考慮し、電気事業法との整合及び明確化のため規程の見直しを行う。
- ・また、本機関の業務運営に関しては、有識者による評議員会・運営委員会、国の審議会等^(※2)によるチェック、役員の新規選任規制、役員行動規範の遵守等が定められるなど、中立性・公平性を担保する措置が講じられていることも踏まえ、本機関の理事について、継続的に専門性と指導力を兼ね備えた人材を中長期的に確保していくため、国の審議会^(※2)での整理を踏まえ、理事の選任に関する規定を見直す。

※2 総合エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ

[変更内容]

- 本機関の総会への政府職員の出席に関する規定について、電気事業法との整合及び明確化の観点から記載ぶりを見直し（「経済産業省の職員」⇒「経済産業大臣が指名するその職員」）。
- 専門性と指導力と兼ね備えた人物本位の理事を選任する観点から、理事を、送配・小売・発電の電気事業者各グループから1名ずつ選任とする現行規定を削除（※）。

※ 上記にあたり、同一の事業者又は兼業者の役職員であった者から2名以上を選任することは不可とする現行規定は維持

【定款第27条、第29条】<変更>

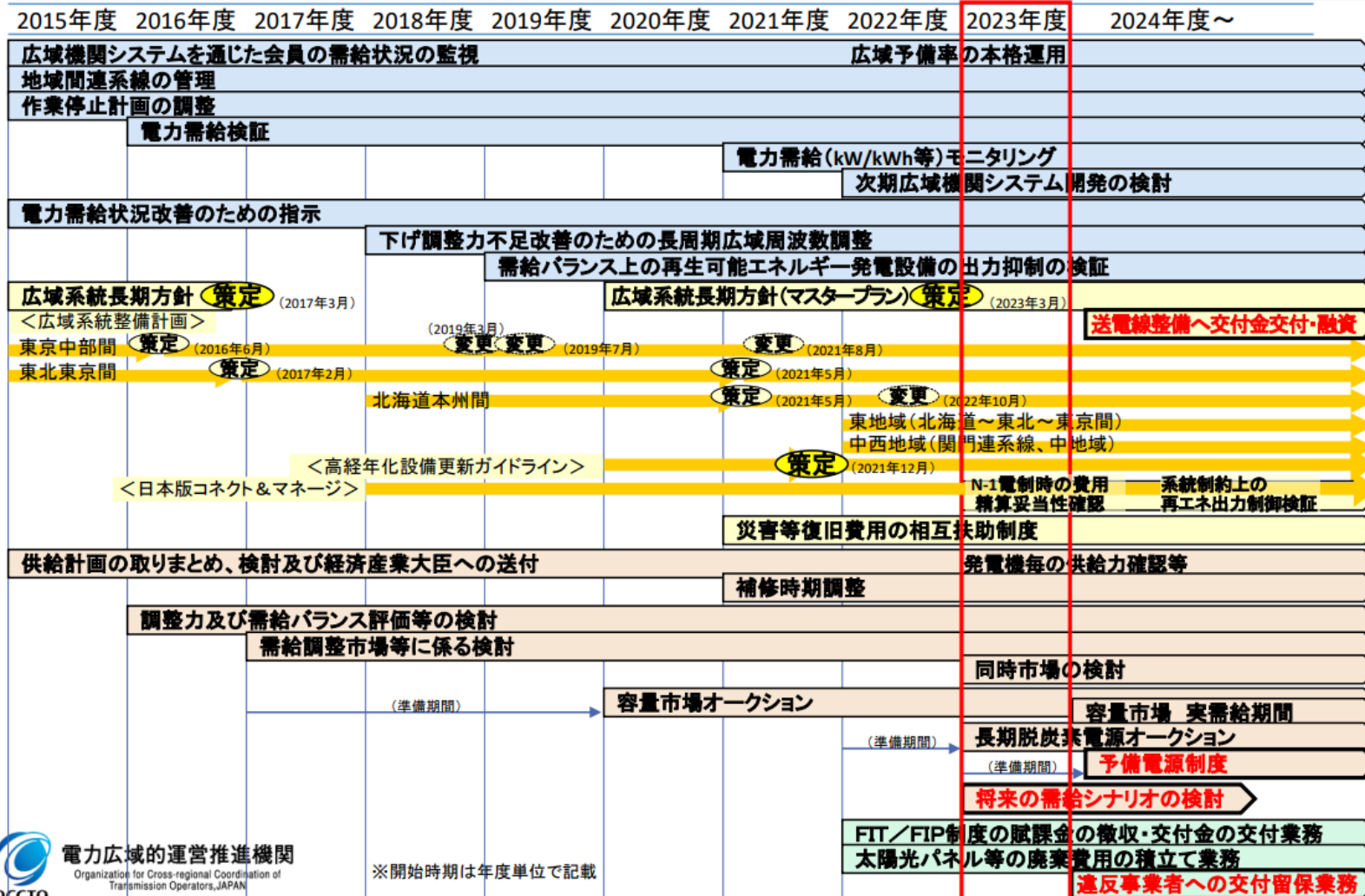
理事選任規定の見直し

- 送配電、小売、発電の各グループから1名ずつ理事を選任するよう求める定款の規定は、業務の中立性確保の観点から、送配電、小売、発電の各グループのいずれか1つが他に比べて突出した影響力を持たないようにすることを目的としている。
- これは、電力システム改革の結果、新たに設立された電力広域機関において、業務の中立性・公平性について、少しでも疑念を生じることのないよう、極めて厳格に理事選任のルールを定めるものであった。
- その後、設立から8年を経て、業務の中立性・公平性は十分に確保されている一方、業務が飛躍的に拡大。業務の複雑化・多様化により、理事に求められる専門性も増しており、各分野に精通した理事を選任することが難しさを増している。
- 一方で、設立当初に比べ、会員構造が変化し、送配電、小売、発電のうち、複数を兼業する事業者が増加するなど、各事業ライセンスに応じて理事のバランスを維持する必要は低下している。
- このため、電力広域機関において、公正・中立を大前提に、専門性と指導力を兼ね備えた人材を中長期的に確保していく観点から、理事の選任の在り方に関する現行規定を見直すこととしてはどうか。
- 具体的には、送配電、小売、発電の各グループから1名ずつ理事を選任するよう求める規定を削除することとしてはどうか。

(参考) 本機関の業務追加の状況

7

■ 本機関は年を追うごとに業務の幅を広げ、**2020年度以降、より業務が複雑・多様化**している。

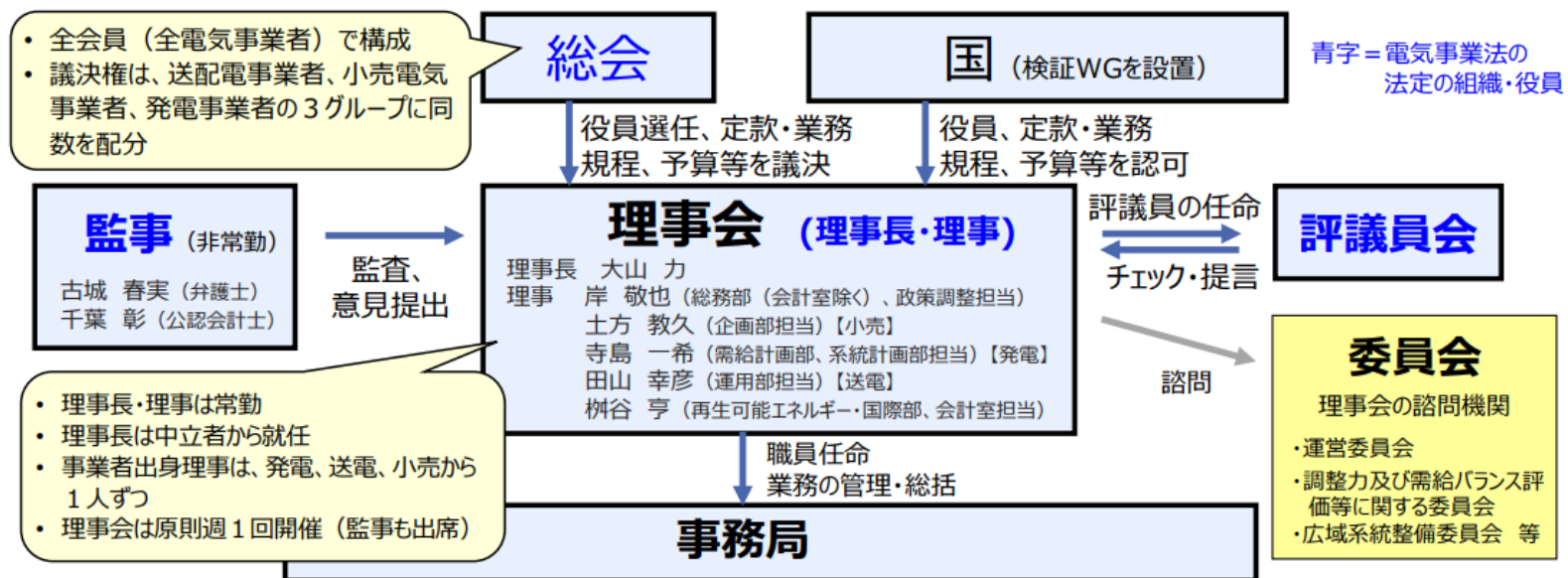


1. 組織運営・ガバナンスの強化

(4) 理事会を核とした多層的ガバナンスの実効性向上

11

- 本機関は理事毎に所掌部門を設定しているが、**運営に係る重要事項は、理事長、理事、監事が参加する理事会により決定**している。各理事は理事会の審議に先立ち、他部門の業務や制度設計の説明を幅広く受け、自らの所掌にとらわれず積極的に意見交換を実施している。
- また、本機関は**理事会の他、総会による議決**（議決権は発電、送電、小売に同数を配分）、**国の認可、有識者による評議員会、運営委員会、国の電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ**（以下、検証WG）等により、**多層的にチェックするガバナンスが構築**されている。
- 一方、本機関の業務拡大、複雑・多様化に伴い、専門性と指導力を兼ね備えた理事の人材を中長期的に確保していくことが益々重要になっている。（注）



(注) 第5回検証WGや第8回本委員会の資料では「現在役員について、送配・小売・発電各グループから選出する場合は各グループより1名ずつ着任する仕組みとしているが、中立性が確保されることを前提とした上で、よりよい人材を確保する観点から、継続的に検討する必要。」とされており、引き続き検討が必要。

8. その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- 業務効率化を目的とした手続方法の変更等

[変更内容]

- 業務効率化を目的とした手続方法の変更（電磁的方法による手続きも可とする旨を追記）。
- その他記載の適正化（業務規程と送配電等業務指針との間での規定の整理・移設、字句修正等）。

【業務規程第51条の2、第53条、第55条、第56条の3、第59条、第59条の2、
第64条の7、第69条、第71条、第72条、第111条、第114条、
第175条】<変更>

【送配電等業務指針第20条、第21条、第42条、第47条、第74条、第81条、
第83条、第85条、第88条、第88条の2、第96条、第99条、
第105条、第110条～第112条、第120条の2、第120条の3、
第122条の2、第122条の4、第122条の9、第122条の11、
第123条の2、第123条の4、第123条の9、第182条、
第184条】<変更>

* 下線付きの条文は、変更の内容が
「記載の適正化」のみの条文